



消費生活だより



今回の トラブル

「不用品を買い取ります」 本当の目的は貴金属！

～不用品を買い取るとの電話に訪問を了承したところ、強引に貴金属を要求された事例について～



事例

自宅の固定電話に「洋服やお皿等、不用品をなんでも買い取る」との電話があった。ちょうどいらない洋服等があったため、訪問を了承した。

しかし、後日訪問してきた業者に洋服等を見せたところ、「他に貴金属はないか」と強く言われ怖くなり、売るつもりがなかった貴金属を買い取りに出してしまった。貴金属を返してもらいたい。



POINT



- ★業者からの電話で了承した訪問で、買い取りの契約をした場合、クーリング・オフが適用できます。
- ★業者の本当の目的は、貴金属を安価で買い取ることです。一度渡してしまうと、クーリング・オフをしても既に売却済み等で戻ってこない場合もあります。代金の受け取り後でも、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むこともできますので、期間中にしっかりと考え、納得した上で物品の引き渡しを行うようにしましょう。
- ★事前約束のない訪問・勧誘や、事前に承諾していない物品の売却を求めることは禁止されています。きっぱりと断るようにしましょう。
- ★売却する場合は、商品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先等が書かれている契約書を必ず受け取るようにしましょう。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

